

○独立行政法人日本スポーツ振興センター中央競技団体の強化戦略プラン等  
に関する評価委員会設置要綱

(平成31年4月25日平成31年度要綱第5号)

改正 令和3年3月9日令和2年度要綱第24号 令和5年3月14日令和4年度要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則(平成24年度規則第1号)第20条の2第3号イの規定に基づき、中央競技団体が策定する強化戦略プランの検証結果について専門的な見地から意見を聴取するため、中央競技団体の強化戦略プラン等に関する評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長(以下「理事長」という。)の諮問に応じ、強化戦略プランの検証結果に関する評価について審議する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次条第1項に規定する委員5名以内で組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が委員長の職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、ハイパフォーマンススポーツ、プロジェクトマネジメント又は投資戦略等に関し、広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(委員会)

第5条 委員会は、理事長が招集する。

2 前項の場合において、委員長が必要と認めるときは、Web会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。)を利用した会議を開くことができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、決議を行うことができない。

4 委員会に出席することのできない委員は、書面をもって票決をなし、又は他の委員に票決を委任することができる。この場合は、出席とみなす。

5 委員会での議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 やむを得ない事由により会議を開くことができない場合において、委員長が必要と認めるときは、書面による審議を行うことができる。

(役職員等の出席)

第6条 センターの役職員等は、委員会に出席し、必要に応じ、説明又は報告を行うことができる。

(守秘の徹底)

第7条 審議の過程は非公開とする。

- 2 第5条第2項の規定に基づきWeb会議システムを利用した会議を開く場合において、委員会の委員は、会議を他の者に視聴させてはならない。
- 3 委員会の委員は、委員会において知りえた秘密を他に漏らしてはならない。このことは、その職を退いた後も同様とする。

(委員名の公表)

第8条 委員名は、委員会の定める方法により公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、ハイパフォーマンス戦略部事業支援課において処理する。

(運営の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事運営上必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則(令和3年3月9日令和2年度要綱第24号)

この要綱は、令和3年3月9日から施行する。

附 則(令和5年3月14日令和4年度要綱第15号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。